

協議第7号（継続）

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

（平成17年2月23日提案）

笠間市・友部町・岩間町合併協議会  
会長 磯 良 史

調 整 方 針 （ 案 ）

議会の議員の定数及び任期について、次の選択肢から1つを決定する。

- （1）地方自治法による原則を適用し、新市の議員定数を 人とする。
- （2）定数に関する特例を適用し、設置選挙に限り定数を 人とする。なお、新市の議員定数は 人とする。
- （3）在任に関する特例を適用し、合併関係市町の議員は 年 ヶ月新市の議員として在任する。なお、新市の議員定数は 人とする。

平成17年3月2日確認

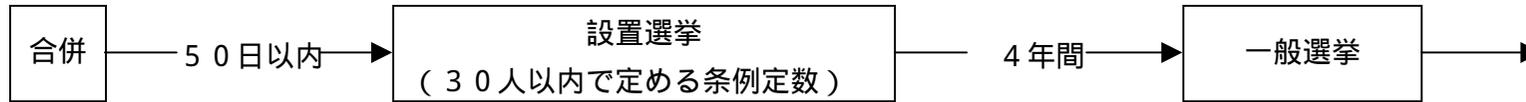
参 考 ( 現 況 等 )

2 特例措置の概要と適用事例

( 1 ) 特例措置の適用なし

3市町の議会の議員はすべて失職する。地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条の規定に基づきその定数を条例で定め、合併後50日以内に新たな議員の選挙を行う。

【適用事例】

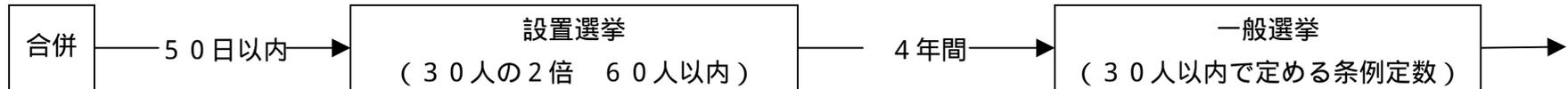


( 2 ) 定数特例（市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第6条第1項の適用）

3市町の議会の議員はすべて失職する。合併関係市町の協議により、設置選挙により選出される議員の任期に限り、地方自治法第91条第2項に規定する上限数（30人）の2倍の範囲内で議員定数を定め、合併後50日以内に新たな議員の選挙を行う。

この場合、特例定数とは別に、3市町の協議により、あらかじめ合併後の市の議会の議員の定数を定めることも必要となる。

【適用事例】



( 3 ) 在任特例

3市町の協議により、現在の議会の議員で合併後の議会の議員の被選挙権を有することとなる者全員が、合併後2年以内の期間、引き続き合併後の議会の議員として在任することができる。

この場合、特例定数とは別に、3市町の協議により、あらかじめ合併後の市の議会の議員の条例定数を定めることも必要となる。

【適用事例】

